

平成30年度第1回 葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：平成30年7月12日（木）午後3時00分～午後4時10分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 3階洋室A

出席者：安藤委員、梅澤委員、大山委員、戒能委員、鷹委員、黒崎委員、齊藤委員、坂井委員、  
佐々木委員、島野委員、杉江委員、千田委員、津村委員、林委員、向山委員、谷茂岡委員、  
柚木委員（五十音順）17名出席

事務局：小花総務部長、中島人権推進課長、加藤男女平等推進係長、男女平等推進係員1名

議 題：

（1）政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について

（平成30年3月31日現在）資料1

（2）男女平等推進計画（第5次）進捗状況調査報告について（平成29年度分）資料2

（3）その他

<事前送付資料>

- ・資料1 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（集計表）他
- ・資料2 男女平等推進計画（第5次）進捗状況調査票（平成29年度分）
- ・葛飾区男女平等推進計画（第5次）概要版

<当日机上配付資料>

- ・葛飾区男女平等推進審議会委員名簿
- ・葛飾区男女平等推進条例
- ・葛飾区男女平等推進審議会規則
- ・葛飾区男女平等推進審議会運営要領
- ・「これから親になるカップルのための父親学級」チラシ
- ・子育てと仕事の両立セミナー「小1の壁を乗り越える」チラシ
- ・「コーネンキをチャンスにする心とからだのメンテナンス～女性ホルモンのトリセツ～」チラシ
- ・男女共同参画カレンダー
- ・葛飾区男女平等推進計画（第5次）本体（新しく就任した方のみ）

1 開 会

2 委員委嘱

委員改選に伴う委員委嘱

3 区長挨拶

4 委員紹介

委員及び事務局紹介

5 葛飾区男女平等推進条例及び葛飾区男女平等推進審議会について

葛飾区男女平等推進条例、葛飾区男女平等推進審議会規則、葛飾区男女平等推進審議会運営要領に基づき事務局が説明

6 会長及び職務代理の選任

「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第2項」に基づき、会長の互選を行い決定した。

また「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第4項」に基づき、会長より職務代理を指名いただき決定した。

7 議 題

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について（平成30年3月31日現在）  
事務局より、資料1について説明

会 長：ありがとうございます。

女性の参画状況、これは毎年行っておりますが、一番新しいデータをお示しいただきました。

何かご質問・ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

委 員：前年度から、委員をさせていただいています。毎年初めに女性の参画状況調査とか集計表を見ていますと、遅々として進まないという感じがどうしてもしてしまって、前年度のときに、詳しくは申し上げられないのですけれど、いろいろな意見が委員の方から出ていました。せめて今年度は、この緩やかな状況をこの皆様と一緒に、ぽーんと跳ね上がるということがいいのか悪いのか私にはわからないのですけれど、一つの議論を事務局の皆様と一緒にしていきたいなど、今これをお聞きして、すごく強く感じました。以上でございます。

会 長：ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委 員：こちらの表を見て一番の問題は、団体推薦で出てきているところの女性の割合が少ないというところが鍵なのではないかと思うんです。「職務指定」と「その他」というところでは、恐らく一般公募の人ですとか、そういったところには大分女性の数がふえていると思うのですけれども、「団体でどなたかお願いします」ということになると、男性が来ることになってしまう。例えばなののですけれど、内訳とかがわからないので何とも申し上げられないのですけれど、防災会議ですとか、人数が32人もいるのに女性は2人とか、そういうところがなかなか数が上がってこない理由なので、「ここに女性をお願いします」となってくるとまた別の、ポジティブアクションとは違う何かを感じるので、強制するのは難しいのですけれども、団体推薦で出てきていただく女性の数をふやしていくというのが、恐らく鍵なのではないかと私は感じます。以上です。

会 長：ありがとうございます。そうですね、団体推薦の女性がゼロとか1とか2とか、大変多いですね。今、例としておっしゃってくださった防災会議は、2年くらい前から葛飾区も力を入れて、現在進行中の西日本の豪雨の被害についても同じような問題が多分出てくるのかと思い、行政側でもお力を入れていただいたのですが、なかなか進まない。そのあたりをどうするかというご意見だったと思います。

それから委員は、最初のほうと比べるとふえているかもしれないけれど、もう少しカーブが上がればいいなことだと思うんです。それで、私から気づいたことなのですが、庁内の「各部別女性の参画状況一覧」がありますが、委員会でもゼロのところがあるんですね。

事 務 局：環境部は審議会と委員会の設置がございませんので、ゼロとなっております。

会 長：「付属機関」のほうでゼロのところはどこなのかなというのを見てみると、「公害健康被害補償診療報酬審査会」。これは前からずっと言われていたところですね。それから、「入札監視等委員会」。これは業界の関係があるので難しいとは思いますが、庁内に引き続き働きかけていただき、少なくとも、ゼロのところは1とか2を目指していただきたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。何か事務局のほうからリプライはございますか。

事 務 局：個別にはさまざま働きかけをしております。この資料に関しましても、この場に提出させていただく前に、まず全庁を挙げた会議、部長級・課長級の会議でそれぞれ報告を行い、積極的な女性の登用をお願いしたいということで依頼をしております。また、委員数が少ない委員会等につきましては、個別の働きかけも行っているところでございます。先ほど「団体推薦からの女性の委員の割合が」というお話がございましたが、団体推薦となりますと、団体の役員の方が選出されるということが多くございます。そうしますと現状といたしましては、どうしても団体の役員をお務めになられている方は男性が多いという現状がございますので、このような結果になってしまっているのかなと感じているところでございます。

やはり社会全体で女性の進出や活躍が進んでいかないと、ここだけ一気に割合を高めていくということもなかなか難しいのかなと思いますので、女性の活躍推進というところでも人権推進課としては取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

会 長：一つつけ加えますと、防災会議は、親会議は割合が低いのですが、目標も12%で、今年度もそうなのですが、これはご検討いただいて、2枚目の「区長の私的諮問機関等」というところの最後のほうに、「女性のための防災対策等検討委員会」という別枠をつくって女性の参画を進めたということなのですが、もうちょっとしたら本会議に、「女性のための」とか「女性だけの」ということではなくて、防災の問題は少なくとも3割以上、半分でいいので、そういう努力をしていただけるといいかと思います。

委員：この防災会議の場合は、大分ふえてきましたけれども、むしろ日中は女性のほうが多いので、これは女性が率先して参加していかなければいけないと思います。これからはなるべく声を出していただいて、昼間はどうしても女性のほうが留守番が多うございますから、何かあったときには女性も役割をしなければいけないということで、私たちも認識しながら勉強しているところでございます。皆さんもそのように意識を持ちながらやっていただいて、何かそういう地域の募集があったときには手を挙げていただくというような方向で行ったらいいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長：ありがとうございます。よろしいですか。  
それでは、またお気づきになることがございましたら、次の議題のときでも結構ですので、遠慮なくご意見・ご質問をお出しただければと思います。  
続きまして、議題2に進みたいと思います。

(2) 男女平等推進計画（第5次）進捗状況調査報告について（平成29年度分）  
事務局より、資料2について説明

会長：ありがとうございました。  
ご質問・ご意見は、はい、どうぞ。

委員：事業番号23番ですが、今現在、女性職員は大体何%ぐらいなのでしょう。それによって、この40%が多いのか少ないのか、違ってくると思うのですが、いかがでしょうか。

会長：職員全体に占める女性の比率ということですね。

事務局：葛飾区の職員の現状でございますが、こちらは30年の4月1日時点のものになりますが、総数として2,985人の職員がおりまして、男性が1,326人、全体の44.4%でございます。女性のほうは1,659人で、全体の55.6%ということで、女性職員のほうが人数・割合とも上回っている状況でございます。

委員：わかりました。そうすると最低限ですね、40%以上というのは。

会長：ただ、「職員」といった場合に、その人数は皆、正規職員ですか。

事務局：今申し上げた人数は、正規の人数でございます。

会長：55.6%は女性が占めるということですね。

委員：今の関連のご質問なのですけれども、「係長級以上の職員に占める女性職員の割合を40%以上にすること」と書いてありますけれども、実際、職位が上がると女性比率が下がるという傾向がございますが、葛飾区の場合、係長職・課長職・部長職とあると思えます

が、その辺の実態をお教えいただければと思います。

事務局：こちらは29年度の実績になりますが、係長級職員が38.1%でございまして、課長級の職員になりますと10.3%、部長級は14.8%となっております。

会長：部長のほうが多いのですか。

事務局：部長は分母が少ないので。その中で女性の部長が何人かおりますので。

委員：ありがとうございました。

会長：民間企業もそうなのですが、公務職場も同じかと思いますが、係長昇級試験とかそういうのをなかなか受けられないとか、それからお子さんがいらっしゃったりすると受けにくいとか、そういうところは葛飾区では問題ございませんか。

事務局：男性職員・女性職員問わず、昇格していく意欲というのは全体に低調なところが課題になっております。その中でも特に、女性が係長にもならなくていいというような雰囲気があるように思います。部長級のところが意外に思われたかもしれませんが、女性が14.8%おりまして、たまたま私の世代あたりは、少し頑張って管理職までなろうという感じがあったのかと思うのですけれども、その後少し落ちてしまいまして、課長が10%、係長も少なくなってきたという状況が葛飾区の実態だと思います。

委員：何%というんじゃなくて、やはり役所の場合は、あくまでも試験で上がっていくんじゃないかと思うんです。だから、パーセントも大事でしょうけれど、あとは努力することが大事だと思うんです。何%と言ったって、試験に落ちた職員が上がってきたってどうしようもないでしょう。だから、パーセントも大事ですけど、実力で人が上がってくるのはやむを得ないと思うんだよね。だから、それに負けないように努力するのも、男女平等の中でちゃんとしていかななくてはいけないなど。実力がない人がどんどん上がっていても意味がないと思うんだよね。私は「何%、何%」というのは余り好きじゃないです。やはり、たくましく働いていかないかね。

会長：ありがとうございます。ご趣旨はよくわかるのですが、本当に実力があって能力がある方が、それにふさわしい職についてくださることが望ましいと思うんですが、国としても3割という目標を掲げておりまして、まだそこまでは行かないわけです。それで、先ほど私のほうからご質問いたしましたけれども、昇格試験によって受かった方が、ということですよ。ですから、そこでは実力・能力というのがきちんと判定されているということだと思います。男女問わず、昇格したい方がふえていないということは、どういう背景があるのかなということも少し考える必要はあると思います。ご意見・ご質問、どうもありがとうございます。ほかのところではございませんか。はい、どうぞ。

委員：初めてなので変なことを言うてしまうかもしれないのですが、先ほど説明がありました、施策の5番とか6番で、性的マイノリティに関する研修を小学校の先生とか保育園の先生を対象にやるということで、大変素晴らしいことだと思います。私が現役で小学校にいたころも、どうしてもスカートのはけない女の子がいたりして、その子が中学校へ行くとスカートをはかなくてはいけないというので「どうしよう」と大変悩んでいたというのがありました。千葉県かどこかの公立の中学校で制服を自由に選べるようになったというニュースを聞いたときに、大変うれしく思いました。そういった意味で、性的マイノリティというのが今とてもクローズアップされているなあと思っていましたところ、施策の91、92では、これから一般に対しても啓蒙とか講演会をやっていくということが出ていたので、本当に私としてはうれしい傾向だなと思いました。会長は、もしかしたら私の先輩なのかもしれないのですが、今度、お茶の水女子大が性的マイノリティの方も女子大として受け入れるようになったというニュースを、聞いたものですから、その辺で、会長のご意見も聞いてみたいと思っています。よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。お茶の水女子大に限らず、検討を始めたのは例えば日本女子大とかが早かったわけで、私が在職している間も、試験を受けたいというトランスジェンダーの方の申し出があったけれど、そのときは「戸籍で判断するんだ」という回答をずっとしていたように思いますけれども、日本の女子大学もそういう点では、今変わりつつあるかなと。アメリカの大学のケースなどを、日本の女子大学の皆さんも参考になさっているんだと思っています。冒頭で「請願を採択して」というお話がありましたよね。それで、公的承認制度、もしおわかりになったら、どういう制度を葛飾区として要請されたのかということをお話いただければと思うのですが。

事務局：既に渋谷区ですとか世田谷区に導入されている制度でございまして、2区は若干制度の立てつけは違うのですが、性的マイノリティの方々が、それぞれパートナーであるということを行政のほうで承認することによって、例えば公営住宅などに入る際に、通常の夫婦と同じような扱いで入居ができたという制度になっております。

会長：それは、議会で承認されたといえますでしょうか、葛飾区としては今後、渋谷区とか世田谷区と同様な公的承認制度を——ちょっと渋谷と世田谷は違いますけれども、採用していくというお考えで進めていらっしゃるのですか。検討はこれからですか。

事務局：まだ私どものほうは、こういった性的マイノリティの方々への取り組みにつきましては、この5次計画で啓発物を作成するところを、ようやく入れ込んできたという段階でございまして。そういった中で、今回、請願をいただいたわけですが、当日、議会で請願者がいらして意見陳述をされました。請願書はパートナーシップ制度の導入に向けた検討を開始してほしいというような趣旨ではございましたけれども、意

見陳述の中では、まず自分たちのことをよく知ってほしい、勉強していただきたいというようなご発言がございました。理解の促進といいますか、まずはそういうところから取り組んでほしいというようなお話がございましたので、私どもといたしましても、まずそういったところから始めさせていただこうと考えております。

会 長：ありがとうございます。

ほかに、今の問題でも、ほかの問題でも、どうぞ遠慮なく。

委 員：私も初めてなので、的外れな質問になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。3点ございます。

まず1点目は、事業番号10番の「パルフェスタ」です。こちらは29年度の成果として、来場者数が昨年度より5.7%上昇したということで、その理由として、男女共同参画講演会と同日だったということなのですが、男女の訪問比率の数字はとってありますでしょうか。年齢別の参加とか。もしなければいいですが、せっかくいい催し物をやるので、こういう催し物をやると、自分自身の経験も含めて、ほとんど女性の参加が多いのかなと思います。こういう催しにぜひとも男性もどんどん参加していただければと思って、数字を伺いたいなと思いました。

それから、2点目ですけれども、4ページの「施策の方向3」ということで、「男性の家庭生活への意識啓発と参画支援」ということなのですが、14番から18番まで、どちらかという若いパパへの参加を呼びかけている施策が多いのかなと思います。私は実は高齢者施設で勤務しておりまして、高齢者の女性の方のお話を聞くと、ちょっと言いにくいのですが、特に定年退職後の男性が家にずっと閉じこもりがちで困るというような話もありまして、こちらは30年度の実施施策がもう決定しているので、今後の方向としては、そういう高齢男性向けの施策等も考えていただければと思った次第でございます。それと、事業番号14番なのですが、29年度において、7月の参加者に比べて11月の参加者が減ってしまっているというところが、なぜなのかと思いました。せっかくいい施策なのにそれも減ってしまっているので、増えていくような方向だと思いいいのかと思いました。

最後ですが、事業番号36番の「キャリアアップ支援講座」ですが、29年度の実施内容をいろいろ見たところ、この講座の選定の理由、人気のある資格を選んだということなのですが、ちょっと気になったのが、パソコンの講座がないなと思いました。例えばママさん方や仕事から離れていた女性が仕事をするに当たっては、今はパソコンが必須の条件になってくるんじゃないかと思うのですが、そこがなくてどうなんだろうなという気がいたしました。人気の講座ということなので、じゃあパソコンは人気がないのかなと思ったのですが、人気で選定しているところもどうなのかなと感じました。以上でございます。

会 長：ありがとうございました。3点ご質問いただきましたので、事務局からお願いいたします。

事務局：10番の「パルフェスタ」の件でございますが、アンケートといたしましては、男女別のアンケートという形ではとってございませんので、男女別の人数というのは把握していない状況です。申しわけございません。

会長：年代別もとっていないということですか。いつも同じ世代の人ばかり来ているとか。

事務局：年代はとっておりますが、それを詳しく分析して、では次にどういう集客を、どういう方々をターゲットにということで活用していないという実情がありますので、今後來場者を分析して、どういった方々に働きかけていくことによって来場者数をふやしていけるかということは考えていきたいと思えます。

続きまして、14番～18番ですね。男性向けの講座等で、ターゲットが若い方中心ということでございますが、おっしゃられるように、確かにこれまでは子育て世代の方々を中心とした事業を行ってきているというところがあります。一部では、特に年齢層にかかわらず、パパ・ママという形ではなくて、男性に対してのアプローチというような検討もしていたりはするのですが、近年実施していないので、幅広い男性の方々に働きかけるような講座というの、今後考えていく必要があると感じさせていただきました。貴重なご意見をありがとうございます。

あと、36番の事業でございますが、産業経済課のほうで実施している事業なので、私のほうで詳しく把握できていないところではございますが、こちらの産業経済課というのが「テクノプラザかつしか」という建物の中にございまして、「パソコンステーション」というお部屋を持っております。これは私の推測ですが、そういったパソコンの講座というのは、女性のキャリアアップという取り組みではなくて、パソコンといった切り口で進めているかもしれません。そこは所属のほうに確認させていただきまして、また改めてご報告させていただきたいと思えます。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：ありがとうございました。「パルフェスタ」はそもそも参加者が減っているということで、そこが大きな問題で、それで2日間というのをやめてしまったということがありました。さらにもう少し男性の方、それから若い世代の方、それとそんなに若くない世代の男性にも来ていただけるような仕掛けを考えていく必要があるかなと思えました。それでは、ほかにはございませんでしょうか。どのようなところでも結構です。

委員：話が戻ってしまって申しわけないのですが、先ほどの請願のことなのですけれども、聞いていてよくわからなくて。結局、請願の中身と結果なのですけれども、要は、お二方のパートナーシップが認められたわけでもなく、そういう制度ができたわけでもないということなんですよ。

事務局：そうですね。今回の区議会におきまして採択された中身というのは、まず、その請願書の趣旨自体は「パートナーシップ制度の導入に向けた検討を始めてください」というこ



となので、葛飾区としてもそういう制度の導入について検討してほしいというご趣旨でございました。当日いらっしゃった中で、制度の創設といいますか、導入に向けた「検討」というふうに書いているけれども、実際のご発言の中では、その前段階といいたいでしょうか、そういった性的マイノリティの方々への理解促進にまず取り組んでいただきたいということでしたので、そういったところを踏まえて、今後、葛飾区として取り組みを進めていきたいと考えております。

委員：ありがとうございました。

会長：多分、理解とか認識がまだまだ不十分だと。それは葛飾区だけではないですけども、そこをしっかりとってほしいということと、請願の趣旨は、そういう制度の導入ということですので、葛飾区としては少しそこも意識して、ほかがやっているからということではなくて、そういう多様性のある社会・地域づくりということであれば、そういう制度化は必要なんだという認識で、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

国も、これは議員さんたちの動きなのですけれども、当初は制度とか法律導入というようなことも言われていたのですが、結局は「理解促進」で終わってしまうんですね。もうそういう段階ではないんじゃないかなと。理解促進を同時にやりながらということをししないと、今はまだ認識が不十分だと思うのですが、区として、行政としては制度の導入ということをきちんと掲げて、検討を進めていただきたいと思います。そうしないと世の中は変わっていきません。生きにくい社会が変わっていきません。全ての人

がということ。ほかにはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：幾つか教えていただければありがたいなということも含めてお話をさせていただきます。DVの件なのですが、被害に遭われる方は女性の方がほとんどであろうと思うのですが、DVがあっても、それを訴えないというのが実際のところあります。警察にも入っていただきまして、児童相談所等にももちろん子供の件でも入っていただいたりするのですが、なぜそれを訴えないかということで尋ねましたところ、「経済的に困るから」と。自分の両親にも頼ることができずに、「仕方がないから」ということで、家にとどまっているという方がおります。正式にお別れになるかもしれないという決断をするかもしれませんが、そこに至るまで、子供が両親のDVを見ているというようなことも、あるかもしれない。なぜ母親は訴えないのかといたら、やはり経済的な理由であるとのこと。DVで訴えて「別れます」とか「離れます」となったときに、その女性の方たちが安心をして、自分の将来の人生設計を持って生活ができないのかなと。自分の両親にさえ助けを求められない状況があります。

同じように、別件でDVがあって、その方はお別れして、一人の子供を抱えながら生活しているけれども、どうもうまくいかない。いろいろところで相談を受けている中で、それは家庭の養育の状況がよくないからということも言われているそうなのです。母親が勤めて、子供が一人ぼっちになってしまっているという状況で。じゃあどうしようかということで、カウンセラーとの面接の中で、母親のご両親のほうに戻って、おじ

いさん・おばあさんと一緒に生活してもらおうということが子供にとってもいいんじゃないかなということを提案したところ、やはり「戻れない」ということで四苦八苦しているようです。ここでも、DVを一人で悩まないでねということなのですが、悩んでいて相談しても、その後の生活の見通しが立たない。私が校長としてどうアドバイスしたらいいのかと、ちょうど悩んでいたところでございます。

また、もう1件は、学童保育クラブですけれども、本校にも併設している私立の学童クラブがありますが、お迎えにいらっしゃる方は、ほとんどが女性の方です。男性もある程度はいるのですけれども、1割にも満たない数です。ということは、女性の方はそれぞれ社会に出て活躍もしたいところではありますが、学童保育クラブの時間までに帰ってこられなくてはだめだということ。そうしますと、先ほどの昇進試験等についても足かせになってしまうのかもしれない。ただ、では学童クラブを夜遅くまですればよいのかとなりますと、今度は、預けられている子供の身になって、それが望ましいのかどうかといいますと、そこはまた一つ大きな問題にはなると思うのですが、そのようなことを感じました。

一つお尋ねしたいのは、先ほどのDVでいろいろあった家庭の場合に、女性に対しての自立の支援ということで、具体的に生活がどの程度まで保証できるのか、もしサポートしていただけたらいいところがあれば、実際に保護者に伝えたいと思います。

会長：ありがとうございます。学校には、子供を通して相談というか、校長先生を初め先生方が気がつかれて、そしてアプローチして下さってというDVの事例が随分あるということですね。きょうは2つお話いただきましたけれども。

委員：大きなことがあったからDVがありましたということがわかったのであって、ですから、それがないとわからなかったですね。ですから、まだまだDVは家庭の中にあるかもしれません。

会長：ありがとうございます。では、担当課のほうからどうぞ。

事務局：私どものほうでそういったDV相談をお受けした場合に、私どもだけで解決できない問題も多々ございまして、関係機関と連携を図りながら解決に向けた取り組みを行っております。経済的な問題となりますと、生活保護を担当している生活課という部署があるのですけれども、そちらのほうとも連携を図りながら対応させていただいているところです。

委員：生活保護をお勧めするというのが、よくある一つの方法ですかね。

会長：ただ、それはその方のお考えとか生き方の問題ですから。

委員：就学援助というものを、学校で子供たちに周知されていると思うのですけれども、生活保護よりはかなり受けられる要件が緩いので。前年の所得、そのときにDVでまだ離婚

をしていないと、どういう前年の所得になるか、非常に難しいところなのですが、文部科学省の通知では、校長先生のご判断で就学援助を受けられるようにしている自治体もあるんですね。ですから、ぜひ葛飾区の教育委員会のほうでもそういった点を踏まえていただいて、まずは柔軟に就学援助を使っていただくほうが、生活保護よりは、より現実的ではないかと思っております。

委員：ありがとうございます。

会長：ありがとうございました。それから、20 ページにDV関係の施策が並んでおりますが、葛飾区は、まずこのセンターの中にあると思っておりますが、77 番に相談窓口がございます、外部の専門の相談員が相談に当たっております。外部の専門相談員なので、いろいろなケースをご存じで、同様のケースがあるかもしれませんし、こういうことはこういうところへコンタクトをとってとか、そういうお話が出るかもしれません。それと75番に、暴力相談・DV相談の窓口があるということと、それから配偶者暴力相談支援センターが葛飾区にはあるんですね。ただ、課題は多分、自立支援のところが難しいということだとは思うんですね。しかし、そこからネットワークが当然展開していると思っておりますので、そういう窓口もあるよという情報提供をしていただければ。そして、そこにいらっしゃるかどかは、その方のご判断でもあります。でも、学校の先生がそうやってバックアップしてくださるといのは、その女性の方にもとても心強いことです。子供を中心にしながら、何か起こらないようにということだと思っておりますので、ぜひまたご尽力ただけたら、とてもいいかなと思っております。ありがとうございました。それではほかに、まだご発言、あるいはもうご発言なされた方でも結構なのですが。

委員 遅れてきた委員の自己紹介

会長：ありがとうございました。ほかにご発言はよろしゅうございますか。それでは、議題2はここで終わりにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(3) その他

会長：それでは、(3)の「その他」。事務局のほうから連絡事項がございましたら、よろしくお願ひいたします。

## 8 次回開催日程

事務局：本日はありがとうございました。次回の第2回審議会でございますが、来年の1月ないしは2月ごろの開催を予定しております。また近づきましたらご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

会長：ありがとうございました。当初の予定は4時半までだったのですけれども、皆様のご協

力のおかげで、早目に終了いたしました。

## 9 開 会

会 長：それでは、これで閉会とさせていただきます。ご審議いただきまして本当にありがとうございました。